

新潟県地域医療高度化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 知事は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）に対応する医療体制の強化を図るため、基幹的な病院における医療の高度化に資する設備等の整備事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年新潟県規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の実施主体)

第 2 条 この補助金の交付対象となる事業の実施主体は、新潟県内の病院の開設者であって、外部の評価を踏まえ知事が適当と認める者とする。

(事業内容)

第 3 条 事業の内容は、新潟県地域医療構想に基づく施策の一環として、地域における基幹的な病院において行う、本県に不足する高度・専門的な医療の提供に資する設備の整備及びそれに付帯する施設の整備とする。

なお、設備機能ごとに県内 1 か所の整備であり、設備の更新は対象外とする。

(交付基準)

第 4 条 この補助金の交付額は、次の（1）及び（2）により算出するものとする。ただし、それぞれの施設ごとに算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1）次の表の第 2 欄に定める基準額と、第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（2）（1）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 4 欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
地域医療高度化推進事業	設備整備及びこれに付帯する施設整備 1 病院あたり 432,000 千円	地域医療の高度化に資するものとして必要な医療機器等の備品購入費及びこれに付帯する施設整備に必要な工事費又は工事請負費	1 / 2

(交付の条件)

第 5 条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 経費の配分及び事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

ただし、補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるときは、この限りでない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

(8) 事業を行うため締結する契約については、一般競争入札など県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第 6 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(10) この補助事業に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(交付申請)

第 6 条 この補助金の交付を受けようとする者は、別記第 1 号様式による申請書に、事業計画その他の関係書類を添えて、1 部を知事の指定する日までに提出するものとする。

(変更申請手続)

第 7 条 第 5 条の (1) の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第 2 号様式による変更交付申請書を、変更しようとする日の 15 日前までに知事に 1 部提出するものとする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第 8 条 第 5 条の (2) の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第 3 号様式による事業中止 (廃止) 承認申請書 1 部を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の 15 日前までに知事に提出するものとする。

(事業の遂行が困難となった場合の報告)

第 9 条 第 5 条の (3) の規定により知事の指示を求める場合には、事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類 1 部を知事に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第 10 条 規則第 7 条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して 30 日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(実績報告書)

第 11 条 この補助金の事業実績報告は、別記第 4 号様式による実績報告書に関係書類を添えて、知事が指定する日までに 1 部提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付決定に係る会計年度の翌年度の 4 月 10 日までに、別記第 5 号様式による年度終了実績報告書を知事に 1 部提出するものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。